大切なお知らせ

令和８年１１月からの 水道料金改定 について



～安心・安全な水を将来へ引き継ぐためにご理解とご協力をお願いします～

1 11 月からの水道料金改定について

町では、安全な水道水を安定して供給し続けるため、令和８年 11 月検針分から水道料金を改定します。

一般的なご家庭の水道料金（口径 13mm・月 20 ㎥使用の場合）

改定前	改定後	
月額 4,490 円（税込）	月額 5,470 円（税込）	980円 増額



ただし、基本料金につきましては **４か月間の減免措置**

国の交付金を活用してご負担を軽減します。
物価高騰に伴うご家庭への影響を和らげるため、国の交付金を活用した基本料金の減免措置を実施します！

2 なぜ今、水道料金の改定が必要なの？

私たちの暮らしに欠かせない水道は、今、大きな曲がり角を迎えています。



主な理由

古い水道管などの施設更新に多額の費用がかかる一方、人口減少により料金収入が減っているため。

県内の動向

この厳しい状況は当町だけでなく、県内や周辺の自治体でも同様であり、今年度から来年度にかけて料金の見直しが相次いで行われる予定です。当町におきましても、安全な水を将来へ途切れなくお届けするため、事業全般を見直したうえでの必要最低限の水準として今回の改定を設定させていただいたものです。

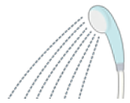
3 日常でできる！水道代を抑える「節水・チェック」のコツ

料金改定を機に、少しでも水の使い方を見直し、ご負担を減らすためのポイントをご紹介します。

水まわりでの工夫



洗い物は「ため洗い」にし、水を出しっぱなしにしない。



シャワーはこまめに止める。



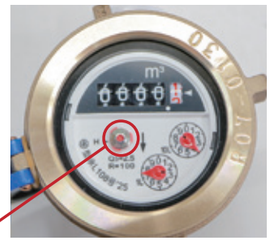
歯磨きのときはコップを使用する。

出しっぱなしは 5 分で約 36L のロスに

ご家庭の「漏水」チェック

家中の蛇口を閉めた状態で、水道メーターのパイロットが回っていないか確認してみましょう。

回っている場合、見えない場所での漏水が疑われます。



パイロットが回っていたら漏水を疑いましょう！

令和９年度 保育所等入所児募集

令和９年度、新たに保育所等に入所を希望する方は、申請が必要です。現在、幼児施設（あたごこども園・大堀保育所）に入所している方は、継続利用になるため申請は不要ですが、転園を希望する方は申請が必要です。必ず入所案内をご確認のうえ、申請してください。ご不明な点があれば、こども支援課までお問い合わせください。

○申請期間　令和８年１０月２６日（月）～１１月２６日（木）
○対象　・令和９年４月１日時点で最上町に住所を有する方
・未満児は、保護者が就労等により家庭で保育ができないと認められる方
○書類の配布先　最上町教育委員会こども支援課、各幼児施設
※申請書類は、上記配布先の他に１０月２６日から町公式ホームページでも閲覧とダウンロードが可能になります。
（町公式 HP：https://town.mogami.lg.jp）
○書類の提出先　最上町教育委員会 こども支援課　（電話０２３３-４３-２２４７）
※郵送での申請は受け付けておりません。
○募集施設

施設名	あたごこども園（☎43-2346）	大堀保育所（☎44-2804）
対象児童年齢	０歳児～（満８か月から受入可能）	１歳児～





○お問い合わせ先
こども支援課
43-2247

※令和９年４月１日現在の年齢です。
※0 歳児については、育児休業等の取得により利用可能時期が異なります。４～５月に利用可能月齢に達しない、または、育児休業が終わらない未満児の場合は、入所希望月の約２カ月前からの受付となります。
詳細は、こども支援課にお問い合わせください。

『令和８年分』社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付します

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の１月１日から１２月３１日までに納付した保険料が対象です。）

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（又は領収証書）を添付する必要があります。

◇◇◇下記のスケジュールで対象者宛てに送付します◇◇◇

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和８年１月１日から令和８年９月 30 日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和８年 10 月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和８年 10 月下旬から 11 月上旬にかけて順次
②	令和８年 10 月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	電子送付	令和９年１月下旬から順次
		郵送	令和９年２月上旬

※『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』は e-Tax で利用できる電子版の送付も行っています。
郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告を行えます。

○お問合せ　日本年機構 HP(https://www.nenkin.go.jp/) 又は年金加入者ダイヤル（ナビダイヤル）０５７０-００３-００４、０５０から始まる電話の場合、０３-６６３０-２５２５
○受付時間　・月～金曜日　午前８時 30 分～午後７時　・第２土曜日　午前９時 30 分～午後４時
※土日、祝日（第２土曜日を除く）、12 月 29 日～１月３日は利用できません。

１１月は「ねんきん月間」、１１月３０日（いいみらい）は『年金の日』です！！
令和８年度における取組については、年金機構ホームページをご覧ください。（１０月下旬までに掲載予定です。）
「ねんきん月間」「年金の日」特設ページ　https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingekkan.html